

けんぽQ & A

Series77

Q 被保険者を資格喪失後、半年以内に出産しましたが、「出産手当金の請求」はできますか？

A まず、下記の条件が整っていれば、出産手当金の請求はできます。

条件

① 被保険者が資格喪失の日の前日まで継続して1年以上の被保険者期間があること。

※ 共済組合の組合員であった期間および任意継続被保険者であつた期間は含まない)

② 被保険者の資格を喪失した際、出産手当金の支給を現に受給しているか、受給できる状態にあれば、資格喪失後継続して、被保険者として受けすることが可能であった期間、受給できる。

※ 「受給できる状態」とは、産前42日間（多胎妊娠の場合98日間）産後56日間において、労務に服しなかったが、会社から出産手当金の支給額と同等もしくはそれ以上の報酬を受けていたため、出産手当金の支給を停止されていた場合等を示します。

前日までに引き続き1年以上被保険者（共済組合員および任意継続被保険者は含まず）であった者とは、被保険者として継続した期間を示し、同一の会社との使用関係の継続を意味するものではありませんので、必ずしも同一の会社で継続使用された期間でなくとも良いことになります。

出産手当金の支給対象期間内に健康保険の保険者間を異にして異動した場合でも、法律上の被保険者資格が継続していればよく、最後の健康保険組合より継続給付を受けることができます。

A社	B社	出産して無職
5ヶ月加入	8ヶ月加入	半年以内の出産 B社より受給